平成２５年（フ）第９９４号
広島市佐伯区八幡５丁目11番24号
破産者　益田　京子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１３号
北九州市小倉北区金田１丁目１番１―306号
破産者　向野　真輔
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８号
北海道北見市美芳町１丁目２番13号　緑園ハイツ11号
破産者　小林　梨恵（旧姓武田）
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４１７号
横浜市鶴見区駒岡４丁目19番８号　ウインディア166
破産者　西脇　宣輝
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５１号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷４丁目５番21号　グリーンパーク202
破産者　ゴバドザデ　アリこと　ＧＨＯＢＡＤ　ＺＡＤＥＨ　ＡＬＩ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目10番地　エムジーハイツＢ
破産者　山口　達也
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６号
富山県滑川市大島新522番地２
破産者　八丁ラーメンこと　小森　敏行
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
富山県滑川市大島新522番地２
破産者　小森ミドリ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５５号
福井市網戸瀬町第18号40番地２
破産者　竹内　保造
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
広島市南区皆実町３丁目11番２―１号
破産者　藤原　俊昭
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９２号
広島市中区猫屋町２番28号
破産者　寺口　良幸
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
大分県宇佐市大字下矢部1481番地の１
破産者　今戸　輝幸
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第８０１３号
東京都港区芝２丁目27番８号　芝センタービル８階株式会社アートワーク内、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区上井草１―25―14
破産者　株式会社ディエムジェイ
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９４８号
東京都杉並区和泉４丁目11―４―201、開始決定時の住所東京都世田谷区千歳台３丁目２―３
破産者　井川　健一
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９９３号
東京都多摩市鶴牧５丁目37―６―306
破産者　松村　吉高
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２６０号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目36―24
破産者　加藤　芳明
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３９７号
東京都足立区加平１丁目６―３―509
破産者　今関　恵子
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４９６号
東京都足立区足立２―18―４　佐藤荘102号、住民票上の住所東京都足立区梅島３丁目４―34―801
破産者　能登　祥雄
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８７６号
埼玉県所沢市大字北秋津708―72―201
破産者　酒井　洋禎
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部